

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者、入所者、入居者又は入院患者(以下「利用者等」という。)又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の提供であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者等の嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区分すべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

①「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。

②保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。

したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。

③「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又は家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。

④「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。

⑤「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。

ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

| サービス種類 | 具体的な範囲 |
|--|--|
| 通所介護(予防) 通所リハビリテーション(予防) 認知症対応型通所介護(予防) 短期入所生活介護(予防) 短期入所療養介護(予防) 小規模多機能型居宅介護(予防) | ①利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ②利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 |
| 特定施設入居者生活介護(予防) 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護(予防) | ①利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 |
| 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス | ①入所者、入居者又は入院患者(以下(「入所者等」という。))の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用 ②入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用 ③健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等) ④預り金の出納管理に係る費用 ⑤私物の洗濯代 |

留 意 事 項

①に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品(歯ブラシや化粧品等の個人用日用品等)であり、利用者等の希望を確認した上で提供されるもの。したがって、事業者又は施設がすべての利用者等に一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められない。

②に掲げる「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは、事業者又は施設がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定される。すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ施設の使用料等)を「その他の日常生活費」として徴収することは認められない。

④に掲げる「預り金の出納管理に係る費用」を入所者等から徴収する場合の条件
イ 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること。
ロ 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること。

また、入所者等から出納管理に係る費用を徴収する場合には、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めること。預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。

ハ 入所者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な処理を備えていること等が満たされ、適正な出納管理が行われること。

■介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所生活介護(予防)、短期入所療養介護(予防)の利用者のおむつに係る費用(おむつ代、おむつかバー代及びこれらに係る洗濯代等)は一切徴収できない。

⑤特別養護老人ホームは、従来から在宅生活が困難な入所者の生活の拠点としての機能を有しており、私物の洗濯等も施設サービスとして行われてきたものである。「私物の洗濯代」については、入所者又は入居者の希望により個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代を除き、費用の徴収はできない。なお、このクリーニング代は、サービス提供とは関係のない実費として徴収することとなる。

「その他の日常生活費」に係るQ&A

H12.3.31厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室
事務連絡

| 問1 | 答 |
|---|--|
| 個人用の日用品について、「一般的に要介護者等の日常生活において最低限必要と考えられるもの」としてはどういったものが想定されるのか。 | 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業者（又は施設）が提供するもの等が想定される。 |
| 問2 | 答 |
| 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるものに限られることとされているが、それ以外の個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」については、費用の徴収ができないのか。 | サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。 |
| 問3 | 答 |
| 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、例えば病院の売場で利用者が購入する場合であってもその費用は「その他の日常生活費」に該当するのか。 | このような場合は、「サービス提供の一環として提供される便宜」とは言い難いので、「その他の日常生活費」に該当しない。 |
| 問4 | 答 |
| 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、ある利用者の個別の希望に応じて、事業者等が当該利用者の代わりにある日用品を購入し、その購入代金を利用者に請求する場合も「その他の日常生活費」に該当するのか。 | 個人のために単に立て替え払いするような場合は、事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当しないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。 |
| 問5 | 答 |
| 個人専用の家電製品の電気代は、利用者から徴収できないのか。 | サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。 |

| 問6 | 答 |
|--|---|
| 施設にコインランドリーがある場合、その料金についても「私物の洗濯代」として「その他の日常生活費」に該当するのか。 | このような場合は、施設が洗濯サービスを提供しているわけではないので、その他の日常生活費には該当しない。 |
| 問7 | 答 |
| 個人の希望に応じて事業者等が代わって購入する新聞、雑誌等の代金は、教養娯楽に係る「その他の日常生活費」に該当するか。 | 全くの個別の希望に応える場合は事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当せず、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。 |
| 問8 | 答 |
| 事業者等が実施するクラブ活動や行事における材料費等は、「その他の日常生活費」に該当するか。 | 事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの（例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事）における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費）に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。 なお、事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの（例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等）に係る費用については、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。 |